

## 平成 23 年度 第 1 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 23 年 4 月 8 日（金）17:00～19:05

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 総務省第 1 会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 村岡委員 吉山委員  
（総務省）内山総務大臣政務官

田中行政評価局長 宮島年金業務監視委員会事務室長 讃岐総務課長  
平野評価監視官 明渡評価監視官

（厚生労働省）石井年金管理審議官 古都総務課長 藤原事業企画課長 梶尾年金課長  
中村事業管理課長 榎本年金記録回復室長

（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 石塚理事 片岡経営企画部長  
町田国民年金部長 伊原記録問題対策部長

4 議事次第

厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

5 会議経過

- 最初に「東北地方太平洋沖地震に係る被害状況及び対応状況」について、日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・ 国民年金保険料の免除の要件や期間についての質問に対して、住宅、家財、その他財産の 2 分の 1 以上が損失したと該当する場合は、国民年金保険料は、平成 23 年 2 月分から 6 月分までの期間、免除としているが、免除期間の延長については厚生労働省で検討しているところであるとの回答があった。
- ・ 事業所が全壊し厚生年金保険の届出が行えない場合の対応に関する質問に対して、現在、厚生年金保険料の納付の猶予がとられているが、厚生労働省において職権による全喪手続等について、検討しているところであるという回答があった。
- ・ 特例措置や遺族年金の請求など被災地の年金事務所等の業務量増加への対応についての質問に対して、4 月 11 日の週より他地域の年金事務所等から人的支援を行うこととしており、全国的な支援により体制強化を検討しているところであるとの回答があった。
- ・ 今回の地震により、復興関連の財源措置が必要となるが、年金業務に係る予算執行を見直す余地があるのではないかという質問に対して、復興財源は政府

全体の方針の中で総合的に検討される問題であるが、年金支払いや年金業務のサービスを維持するための予算は必要であると考えているとの回答があった。

- 次に、「第3号被保険者の記録不整合問題に係る検討状況」について、厚生労働省から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・ 受給資格期間の特例（いわゆる「カラ期間」）の適用を受けるためには、被保険者からの申請が必要なのかという質問に対して、具体的な手続きについては、今後、立法措置の過程において検討することになるとの回答があった。
- ・ 今年1月1日から2月24日までの間に「運用3号」通知に基づき裁定された者に対して、抜本改善策が遡及実施された場合には再裁定額と既裁定額の差額調整を検討するとされている旨を周知しているのかという質問に対して、抜本改善策が遡及実施された場合には、年金額が変更になる可能性があるという趣旨のお知らせを受給者に送付しているとの回答があった。
- ・ 被保険者でも受給者でもない60歳以上65歳未満の者は、被保険者、受給者のどちらの取扱いになるのかという質問に対して、60歳以上65歳未満の者の取扱いについては、社会保障審議会に設置された特別部会において議論しているところであるとの回答があった。
- ・ 法律改正のスケジュールについての質問に対して、厚生労働大臣からは、4月中に特別部会で取りまとめていただき、今国会中に法案を提出したいとの発言があったとの回答があった。
- ・ 委員から、「運用3号」通知の取扱いは、「法的に許されないとは考えていない」としているが、根拠が不明確で十分に理解できないので、その理由について改めて説明をしてほしいとの要望があった。

- 次に、「日本年金機構平成23年度計画」について、日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・ 平成23年度計画に委員会の審議結果がどのように反映されているのかという質問に対して、年金業務に関して市区町村と連携・協力した取り組みを進めること、事務処理誤りについては、マニュアル（業務処理要領）の精緻化やバーコードを活用した各種届出等の進捗管理システムの開発により事務処理誤りの未然・再発防止を図ること、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務に係る入札問題については、調達における事業者との接触及び情報収集・情報提供に係る適正な取扱いの徹底に努め、組織内の情報伝達等が適切に行えるよ

うな風通しの良い組織作りやコンプライアンス意識を浸透させるための研修の強化を図りたいとの回答があった。

- ・ 日本年金機構として1年3カ月間業務を実施し、厚生労働省と日本年金機構との間の権限や外部委託など様々な問題や課題が見えてきたのではないかと、質問に対して、随時問題の解決に努め、取り込める部分は23年度計画にも記載しているが、22年度実績の全体については、これからデータを集計し詳細な分析を行い、その総括については本年9月にアニュアルレポートで公表する予定であるとの回答があった。
- ・ 年金記録問題に係る費用と進捗状況についての質問に対して、23年度では全体の約3分の1が年金記録問題の予算となっており、進捗状況としては、22年度に特別便等への対応に目途がつき、紙コン業務が開始されたところ、また、本年5月に国民年金のサンプル調査の結果がまとまるので、その結果を踏まえ、今後の紙コン業務の実施について厚生労働省等にご判断いただくことになるとの回答があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)